

独法評価の指針等について

2026年6月

大臣官房業務改革課

経産省基本方針※の見直しの概要（R6年2月改訂、R8年3月改訂）

見直しのポイント（R6年2月改訂）：令和6年度実績評価から適用

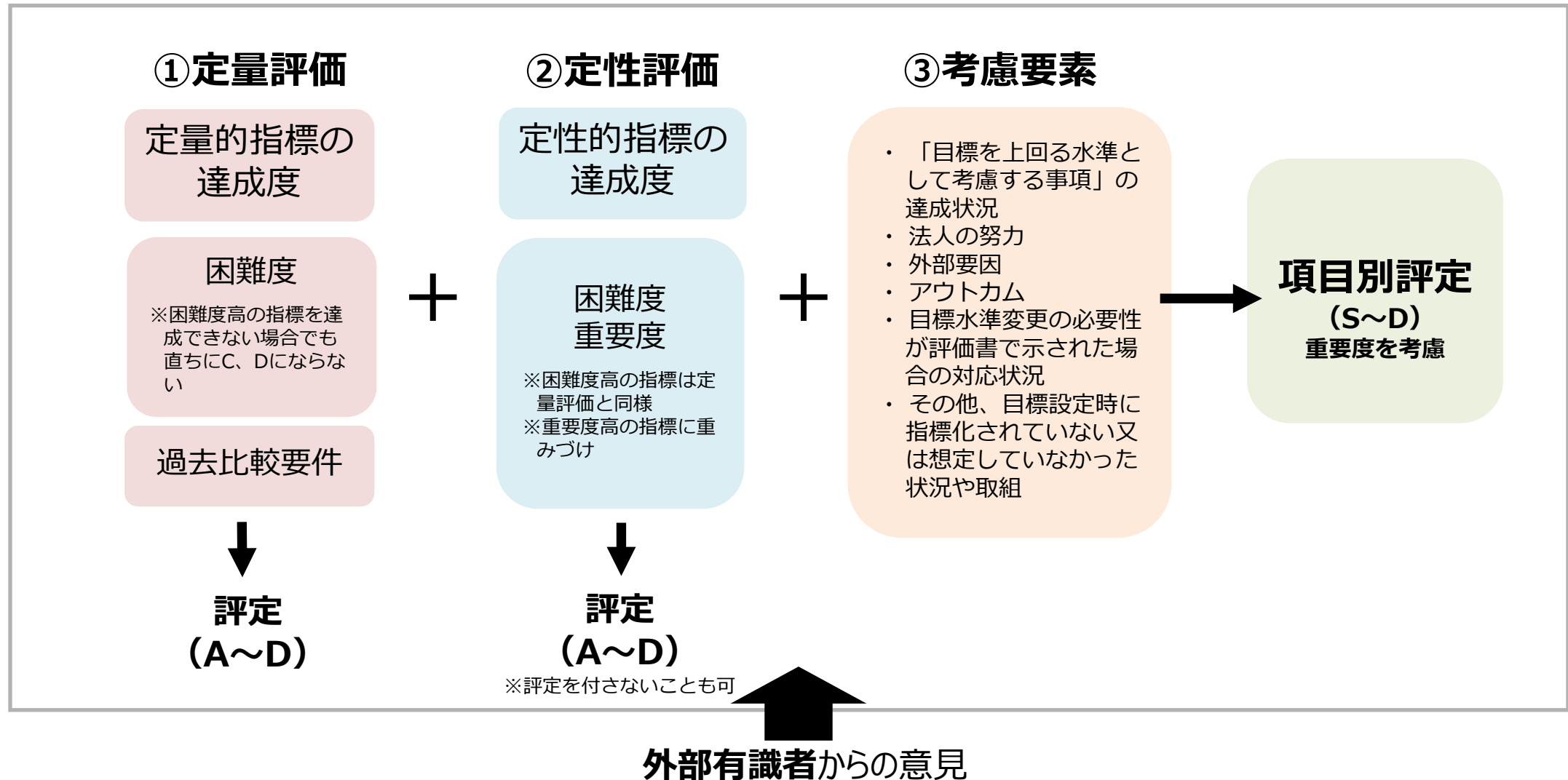
- 基準を**明確化**、できる限りわかりやすくした上で**公開**。評価の**透明性**を高める。
- **困難度・重要度**の設定を明確化し、**野心的な目標設定や組織としての重点を反映**しやすくする。基幹目標の設定は不要に。
- **定性的指標も明確化して評価**：達成すべき質的水準や状況、マイルストーン等を明確化した上で定量的指標とは別に評価。
- **考慮要素を明確化**：定量・定性的指標だけでは評価しきれない考慮要素を明確化し、総合的な評価ができるよう明記。

見直しのポイント（R8年3月改訂）：令和7年度実績評価から適用

- （法人の自己評価書ではなく）**大臣評価案を有識者に諮る**ことを明確化。
- 従来は「継続して」達成度合いが高い目標を見直し対象と記載していたが、**単年度であっても達成度合いが著しく高い目標も対象**とすることを明確化。
- **目標の見直しの必要性が検出された項目について、その対応状況**（変更された目標水準やその達成状況等）を**評価の際に考慮**することを明確化。
- 外部有識者の選任における「**利害関係者**」の**定義を明確化**。
- **見込評価、期間評価の算出における計算方法**について、より適切に**年度評価の重み付けを反映した計算方法へ改定**。

経産省基本方針における項目別評価について

各指標の達成度について、困難度、重要度、過去実績も加味して評価（定量評価、定性評価）。考慮要素、外部有識者の意見等を踏まえ、項目別評価を行う



経産省における評価手順

(前年度中 **評価比率**の設定)

＜法人による自己評価＞

法人 6月末までに自己評価書を法人所管部局に提出・公表

＜主務大臣による評価＞

- ① **所管課室** 法人の自己評価の内容等を活用し、**大臣評価案作成**
- ② **大臣官房** 評価の客観性を担保するため、**大臣評価案を点検**
- ③ **有識者**へのヒアリング
- ④ 有識者のコメントを踏まえ、省内において**大臣評価を確定**
- ⑤ 評価結果の独法評価委員会への提出、法人への通知及びWEBサイト掲載

総務省指針の考え方

- 総務省の「独立行政法人の評価に関する指針」においては、Bを「標準」（所期の目標を達成していると認められる状態）としている。
- その上で「当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」場合はA評定、「当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている」場合はS評定としている。

○独立行政法人の評価に関する指針（R6.11.26改定 総務大臣決定）〈抜粋〉

Ⅱ 中期目標管理法人的評価に関する事項

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

(略)

Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ **「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）**とする。

・ 研究開発に係る事務及び事業 各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で**「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等**が認められる。

A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で**「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出**

B：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、**「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営**がなされている。

(略)

Ⅳ 行政執行法人の評価に関する事項

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 5段階の評定とする場合、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上）。

(略)

(参考) 経済産業省独立行政法人の目標策定及び評価基本方針 抜粋

1. 項目別評定の方法

項目別評定は、定量評価、定性評価及び各考慮要素を確認して行う。評価指針に基づき、「B」評定を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）として評価を実施する。

(3) 項目別評定

①項目別評定における考慮事項

- i 定量指標に関連して「**目標を上回る水準として考慮する事項**」を設定している場合には、その達成状況
- ii **法人の努力**：定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い
- iii **外部要因**：目標の達成状況・成果に外的な要因が相当程度の影響を与えていないか
- iv **アウトカム**：アウトプット指標の達成が目標とするアウトカムに貢献した度合い。なお、当該項目の全てのアウトプット指標が同項目のアウトカム指標につながるものとして設定されている場合には、既に定量評価又は定性評価の対象となっているため、必ずしも考慮要素としての確認を要しない。
- v **目標水準の適正性**：基本方針5-1.(3)に関連して、目標水準の変更が必要な事項として評価書に示された場合は、その対応状況（変更された目標水準やその達成状況等をいう。）
- vi その他、目標設定時に指標化されていない、又は想定していなかった状況や取組

②評語による項目別評定

- i S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。
- ii **「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。**
- iii 「重要度高」の指標の達成状況・成果に重点を置いて評価する。
- iv 評価指針に基づき、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる
（国立研究開発法人においては、「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる場合）

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（国立研究開発法人においては、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる場合）

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる